

(様式1)

環境配慮検討書

令和4年1月7日

三重県環境調整システム推進会議 会長 様

四日市農林事務所長

三重県環境調整システム推進要綱第4条の規定に基づき提出します。

対象事業の名称	高度水利機能確保基盤整備事業 栄地区	
連絡先	担当課名	四日市農林事務所 農村基盤室 農村計画課
	電話番号	059-352-0646

1 事業の計画の名称、目的及び内容

(1)名称	栄地区		
(2)目的	<p>本地区は鈴鹿市の南部を流れる二級河川中ノ川の右岸側に広がる平坦な水田地帯であり、稲作を中心とした農業が展開されている。計画地区は鈴鹿市秋永町、五祝町、磯山町と地区の一部に津市の東千里、西千里を含んでいる。</p> <p>営農状況の経営耕地面積は1.0ha未満の農家が多く、水稲単作の第2種兼業農家が大半を占めており、近年の米価下落の影響を受け農業経営が切迫している状況である。また、農業者の高齢化や後継者不足、農業生産性の低下、耕作放棄地の増加などが顕著となる中、担い手の育成と効率的な土地利用の推進が大きな課題となっている。</p> <p>農地は大正時代の耕地整理で10a区画に整備されているが、用排兼用の水路であるため水管理に多大な時間を要している。また農道の幅員が2.0m程度と狭小のため大型機械の導入が困難な状況であり、これらの要因が、担い手農家への農地利用集積の促進を妨げとなっている。</p> <p>このため、本事業で区画整理を実施することにより、労働生産性の向上や水管理の省力化、水田の汎用化を図るとともに、担い手への農地利用集積の促進を図り、地域農業を将来に渡って守っていくものとする。</p>		
(3)事業主体	三重県		
(4)計画内容	①計画地の位置 ※位置図を添付すること	三重県鈴鹿市秋永町、五祝町、磯山町 津市東千里、西千里	
	②建物・施設等の概要 (用途、規模、面積、配置等) ※配置図を添付すること	整地工 A=65.6ha 道路 L=7.8km B=4.0~5.0m 用水路 L=9.1km 排水路 L=8.4km 暗渠排水 A=17.0ha	
	③用水の使用計画	かんがい期間：4月27日～8月4日、100日間 水源：二級河川中ノ川	
	④エネルギーの使用計画	なし	
	⑤雨水、汚水の排水計画	雨水：開水路により二級河川中ノ川に流下させる 汚水：なし	
	⑥道路・交通計画	区画整理に伴い、幅員4.0m及び5.0mの農道を再配置する。 農道は、砂利舗装又はアスファルト舗装を行う。	
	⑦工期	㊦着工の予定時期 ㊧完工及び供用開始の予定時期	・着工：令和4年4月頃予定 ・完工：令和12年3月頃予定 ・供用：令和6年4月頃～令和12年4月頃予定
(5)関連事業計画	なし		
(6)その他	なし		

2 計画地の社会的条件の現況等

(1)計画地の社会的条件の現況	①交通の現況	地区周辺には、中勢バイパスや国道23号線及び主要県道が通っており、都市部へのアクセスが良好である。計画地区内の農道は幅員が2.0m程度と狭く、大型機械の通行が困難な状況である。
	②土地利用の現況	農振区域の農用地であり、主に水田、畑である。
	③水域利用の現況	二級河川中ノ川に設置された頭首工から取水を行い、水田の用水として利用している。
	④生活関連施設の現況	a.学校施設：栄小学校 b.医療施設：なし c.公共施設：鈴鹿市の施設として、栄地区市民センターがある。 d.文化施設：なし
(2)関係法令等による地域の指定・規制状況	①自然環境保全地域等の指定状況	自然環境保全地域（地区）、自然公園地域（区域）、鳥獣保護区の指定状況 a.自然環境保全地域：事業計画区域内に保全地域無し b.自然公園区域：事業計画区域内に区域無し c.鳥獣保護区域：事業計画区域内に区域無し d.鳥獣保護区域特別保護区：事業計画区域内に区域無し
	②土地利用規制の現況	都市計画法、農業地域振興法、森林法等の規制状況 a.都市計画法：事業計画区域内 該当無し b.農業地域振興法：農業振興地域、農用地区域共に該当有り c.森林法：事業計画区域内 該当無し d.砂防法：事業計画区域内 該当無し e.地すべり防止法：事業計画区域内 該当無し f.急傾斜地災害防止法：事業計画区域内 該当無し g.河川法：規制あり（二級河川中ノ川河川保全区域） h.漁港法：事業計画区域内 該当無し i.海岸法：事業計画区域内 該当無し j.文化財保護法：走り下遺跡 k.景観法：鈴鹿市・津市全域が景観法の対象地域となっているが本事業による工作物は景観法の対象とならないため、該当無し

3 計画地の自然的条件の現況

(1)地形・地質	文献調査	文献名	農地中間管理機構関連農地整備事業 栄地区実施計画書		
	現地調査の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無 (実施年月：令和2年11月)		聴取調査の有無	有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無
	調査結果等	本地域土壌は、強グライ土壌粘土還元型のほか、グライ土壌強粘土構造型、灰色土壌粘土構造型、灰褐色土壌粘土質構造滴俺型のエリアがある。			
(2)水象	文献調査	文献名	農地中間管理機構関連農地整備事業 栄地区実施計画書		
	現地調査の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無 (実施年月：令和2年11月)		聴取調査の有無	有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無
	調査結果等	二級河川中ノ川の右岸に位置する水田である。			
	① 河川、湖沼				
	② 海域	なし			
(3)気象・大気質等	調査の方法	気象庁データ (四日市観測所 昭和42年～令和2年)			
	調査結果	気温：日最高気温 38.8℃ (平成6年8月5日) 日最低気温 - 6.3℃ (平成24年2月19日) 降水量：最大日雨量295mm (平成12年9月11日) 最多風向：不明 風速：日最大風速33.5m/s東南東 (昭和47年9月16日) 大気質：不明 水質：不明 騒音：不明 振動：不明			
(4)生態系等	文献調査	文献名	農地中間管理機構関連農地整備事業 栄地区実施計画書		
	現地調査の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無 (実施日時 R2. 5. 13、R2. 9. 26、R2. 10. 19)		聴取調査の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無
	調査結果等	現地調査は、有識者と実施し、有識者に聴き取りを行っている。 ①植物 植生の概要： セッカニワゼキショウ、オオニワゼキショウ、ニワゼキショウ (白・紫)、オオマツバウンラン、ムラサキサキゴケ、スカシタゴボウ、ヒナキキョウソウ、ミズワラビ 貴重な植物個体：ミズマツバ (三重県準絶滅危惧種：NT) 貴重な植物群落：なし			
	②動物	現地調査は、有識者と実施し、有識者に聴き取りを行っている。 動物相の概要： 魚類：ボラ、カワヨシノボリ、フナ、スミウキゴリ、ミナミメダカ、ゴクラクハゼ 甲殻類・貝類：アメリカザリガニ、カワニナ、モクスガニ、タニシ、タイワンシジミ 両生類：ヌマガエル 昆虫：モンキチョウ、モンシロチョウ、ヤマトシジミ、ベニシジミ、アオスジアゲハ、アメンボ、シオカラトンボ (ヤゴ) 貴重な動物：ミナミメダカ (三重県準絶滅危惧種：NT) タニシ (種別不明)			

(5)自然景 観・文化 財等	文献調査	文献名	鈴鹿市田園環境整備マスタープラン 津市田園環境整備マスタープラン		
	現地調査の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無	(実施日時)	聴取調査の有無	<input type="checkbox"/> 有・無
	調査結果等 ①自然景観	<p>自然景観の概要： 鈴鹿市田園環境整備マスタープランで、本地区は環境配慮区域の田園ゾーンとして、生産基盤及び環境保全のための緑地空間の維持・保全を推進すると位置付けている。</p> <p>また、津市では本地区を、環境配慮区域として、自然環境に配慮した生産基盤の継続的な整備や農業生産の高付加価値化を進めると共に農業・農地の多面的機能の発揮を促進すると位置付けている。</p> <p>貴重な自然景観：事業実施区域内該当無し</p>			
	②文化財、史 跡、名勝等	<p>史跡・名勝・天然記念物：なし</p> <p>埋蔵文化財包蔵地：埋蔵文化財センターとの打合せにより、地区内には走り下遺跡を確認している。このため、今後、埋蔵文化財センターとの協議の中で調査の要否を確認していく。</p>			
③野外レクリエ ション 他	なし				
(8)その他、 自然災害 等	なし				

4-2 事業計画の検討内容（複数案比較が実施できない場合）

複数案比較が実施できない理由	本事業は、労働生産性の向上や水田の汎用化を図るとともに、担い手への農地利用集積の促進を図り、地域農業の持続的な発展や活性化に資する事業であり、事業実施要綱・要領上の制約があるため比較検討は行っていない。
----------------	---

※環境配慮事項ごとに、環境配慮度を◎○ーで記入し、その配慮の内容及び配慮度の評価の理由を記入すること。

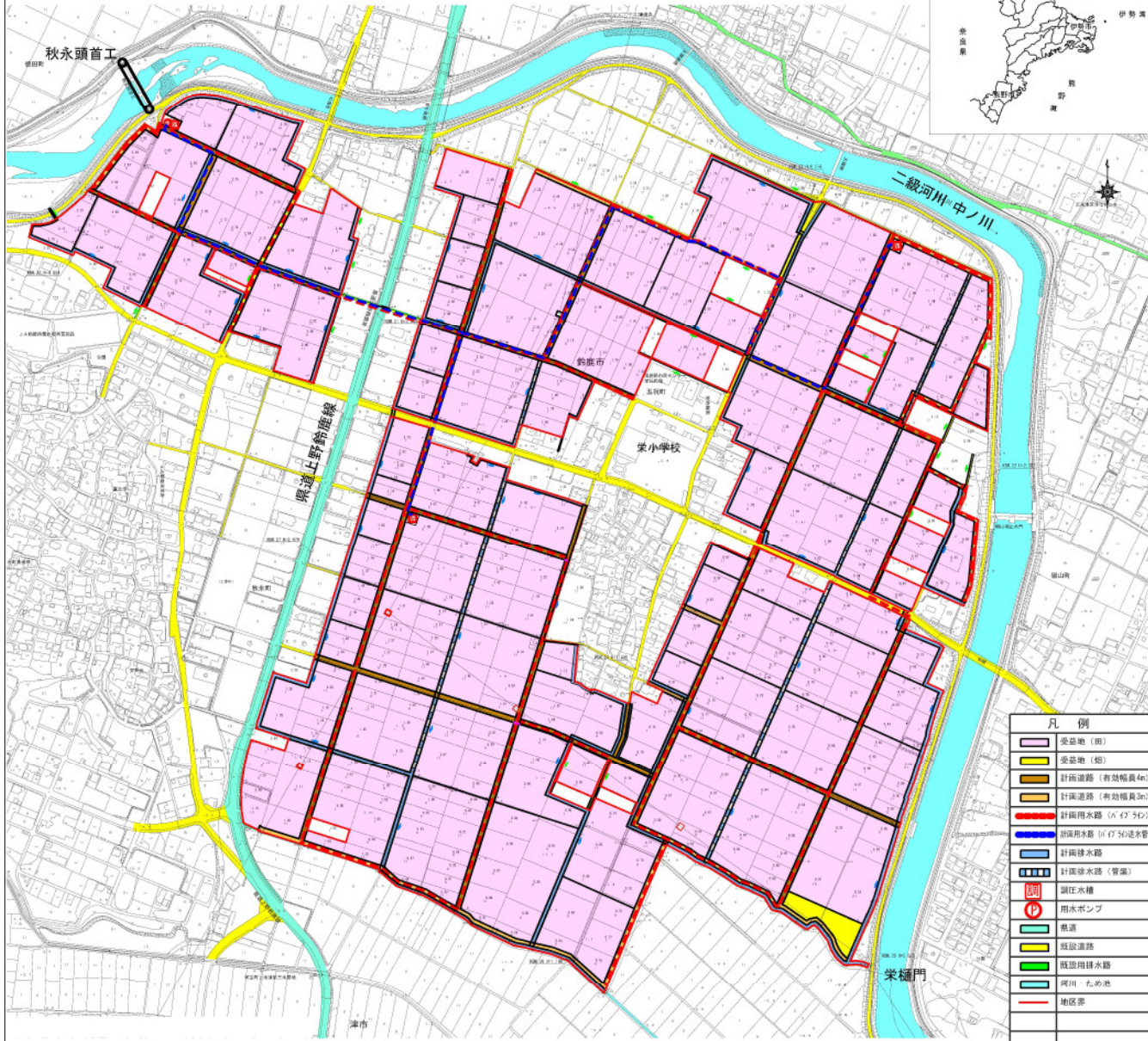
<p>環境配慮技術指針の配慮目標</p> <p>①循環を基調とした持続的発展が可能な社会の構築</p> <p>②人と自然が共にある環境の保全</p> <p>③やすらぎとおいしいのある快適な環境の創造</p>	<p>環境配慮度</p> <p>◎：十分配慮している。</p> <p>○：配慮している。</p> <p>ー：特に配慮する必要がない。</p>
---	--

技術指針に基づく環境配慮事項	環境配慮度	環境配慮の内容 (一の場合は、無記入でも可)	配慮度の評価の理由
①-1 地球温暖化防止	○	事業実施前後で温暖化への影響に変化はない。	
①-2 廃棄物対策	○	事業実施前後で廃棄物の排出量に影響はない。なお、工事による発生材は三重県建設副産物処理基準に基づき適切に処分する。	可能な限りリサイクルを行うことができる
①-3 生活環境の保全	○	事業実施前後で生活環境への影響はない。なお、工事に際しては低騒音低振動型建設機械の使用に努める。	周辺環境への騒音・振動の低減ができる
①-4 その他重点事項	ー		
②-1 野生生物等の生育空間の確保	○	事業実施後で区画形状の変更はあるものの、整備後も田畑として利用するもので、生育空間は確保される。	現状改変の最小化
②-2 希少な野生生物の保護	○	専門家から保護を求められている希少な生物はいないが、河川への、濁水の流出防止に努める。	生物に配慮した対策ができるため
②-3 地形、地質等の改変の抑止	○	1筆あたりの農地区画は拡大されるが、現状の高さにできるだけ合わせる区画形状を計画し、切盛土量のバランスを整えることで、地形の改変を最小に抑える。	地形改変の最小化
②-4 その他重点事項	ー		
③-1 緑化、周辺景観との調和	○	事業実施前後も農地として利用されるため、周辺環境と調和した農村風景が維持される。	農業農村空間の維持
③-2 親水等、ふれあい空間づくり	○	事業により耕作放棄が防止されることから、農村環境が維持される。	農村環境の維持
③-3 その他重点事項	ー		
④上記以外の特記事項	ー		

5-2 事業計画案の環境配慮に係る評価

従来の事業等と比較して優れている点	本事業の実施により、耕作放棄地が解消されると共に、農業活動の継続が図られ、水源涵養効果、災害防止効果などの農村環境がもつ多面的な効果が期待される。
今後の課題	特になし
会議での調整を要する事柄	特になし

計画一般平面図



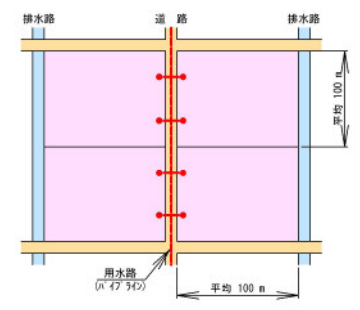
凡 例

- 受益地 (面)
- 受益地 (畑)
- 計画道路 (有効幅員4m)
- 計画道路 (有効幅員3m)
- 計画用水路 (φ17-34)
- 計画用水路 (φ17-34) (水型)
- 計画排水路
- 計画排水路 (管渠)
- 配水水塔
- 用水ポンプ
- 橋
- 既設道路
- 既設排水路
- 河川・ため池
- 地区界

位置図



標準区画割図



標準構造図

